

緊急通報システム

事業概要	市内の高齢者等宅に、ボタン一つで医師・看護師等が常駐する受信センターにつながる緊急通報装置を設置し「もしもの時」に備えます。																				
対象者の要件	市内に住所を有する市民税非課税世帯の65歳以上の虚弱な高齢者で、次のいずれかに該当する方 ① ひとり暮らし、もしくは高齢者のみの世帯 ② 世帯員の就労等により、日中または夜間において、①と同様の状況にある方																				
自己負担	自己負担はありません。 対象者要件に該当しない方で設置を希望される場合は、下記の実費負担でご利用いただけます。 ①固定型装置 <table><tr><th>【実費負担】</th><th>市民税課税世帯</th><th>市民税非課税世帯</th></tr><tr><td>虚弱でない高齢者</td><td>1,320 円/月</td><td>500 円/月</td></tr><tr><td>虚弱な高齢者</td><td>500 円/月</td><td>—</td></tr></table> ②携帯型装置 （固定電話回線がない方または固定型装置が設置できない固定電話回線の方） <table><tr><th>【実費負担】</th><th>市民税課税世帯</th><th>市民税非課税世帯</th></tr><tr><td>虚弱でない高齢者</td><td>2,310 円/月</td><td>1,000 円/月</td></tr><tr><td>虚弱な高齢者</td><td>1,000 円/月</td><td>—</td></tr></table>			【実費負担】	市民税課税世帯	市民税非課税世帯	虚弱でない高齢者	1,320 円/月	500 円/月	虚弱な高齢者	500 円/月	—	【実費負担】	市民税課税世帯	市民税非課税世帯	虚弱でない高齢者	2,310 円/月	1,000 円/月	虚弱な高齢者	1,000 円/月	—
【実費負担】	市民税課税世帯	市民税非課税世帯																			
虚弱でない高齢者	1,320 円/月	500 円/月																			
虚弱な高齢者	500 円/月	—																			
【実費負担】	市民税課税世帯	市民税非課税世帯																			
虚弱でない高齢者	2,310 円/月	1,000 円/月																			
虚弱な高齢者	1,000 円/月	—																			
利用方法	右記のとおり																				
申請方法	①民生委員・児童委員、地域包括支援センター、ケアマネジャー、長寿政策課に相談してください。 ②長寿政策課の職員と地域包括支援センターの職員が訪問し、面談します。																				
その他	① 状況確認のための協力員を2人以上確保してください。 ② 通報のための電話回線は、NTT アナログ回線とします。 ただし、他の回線でも利用できる場合がありますので、ご相談ください。 ③ 屋内用のため、外出時は使用できません。 ④ 認知症等で、機器の使用が困難な方にはご利用いただけません。 ⑤ 実施業者は、大阪ガスセキュリティサービス株式会社です。																				
問合せ先	長寿政策課（５８４－５４７４）																				

＜緊急通報システムの利用方法＞

- ① 通報：利用者が緊急ボタン（または相談ボタン）を押す。
- ② 応答：受信センターが応答する。
身体の不調の内容を聴取し、対処方法を案内したり医療受診を勧めます。

（緊急性が高いと判断されたとき）

- ③ 出動要請：消防署に救急車の出動を要請します。
→出動
- ③ 協力依頼：協力員に本人の状況の確認を依頼します。
→状況の確認→状況の報告
- ④ 緊急連絡：緊急連絡先に通報の事実を報告し対応を依頼します。

